

## 平成 28 年度科学研究費助成事業「研究活動スタート支援」の応募資格について

研究スタート活動支援の応募資格、科研費全体の応募資格、本学の応募資格の 3 点を満たすことが必要です。

## 1 「研究活動スタート支援」の応募資格

**(1) 平成 27 年 11 月 10 日以降に科研費の応募資格を得たため、昨秋に応募できなかった方**

## (1) に該当する者

- i) 平成28年 4 月 1 日以降に、研究機関の研究者として初めて採用された者（例えば、大学の助教に新たに採用された者など）が考えられます。平成28年 3 月31日以前に、研究機関において採用されていた者であっても、その間に、科研費の応募資格の取得が認められていなかった場合には、応募することができます。
- ii) 民間企業や外国から研究機関に採用され、新たに応募資格を取得した方で、平成27年 9 月に公募が行われた科研費に応募できなかった者などが考えられます。過去に応募資格を有していた方が、平成27年 9 月に公募が行われた科研費の公募期間（平成27年 9 月 1 日～11月9日）の前に一度応募資格を喪失し、平成27年11月10日以降に、再び科研費の応募資格を満たした場合には応募することができます。  
例えば、以前研究機関の助手であった方が、その後、外国の研究機関の研究者を経て、再び平成28年 1 月に国内の研究機関の教授に採用された場合などが考えられます。

**(2) 平成 27 年度に産前産後の休暇又は育児休業を取得していたため、平成 27 年 9 月に公募を行った研究種目に応募できなかった方**

平成27年度に産前産後の休暇又は育児休業を取得していたため、平成27年 9 月に公募が行われた科研費に応募できなかった方です。

なお、この場合に、平成27年 9 月に公募が行われた科研費の公募期間中に当該休暇等を取得していたかどうかは問われません。

## 2 科研費全体の応募資格

- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること
- イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）
- ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。）
- エ 科研費やそれ以外の競争的資金で、不正な使用、不正な受給又は不正行為を行ったとして、平成 28 年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

## 3 本学における対象者

**①専任教員(教授、准教授、講師、助教、助手)、②特別契約教員、③指導診療医、④客員教員、⑤特任教員、⑥客員研究員、⑦共同研究員、⑧博士研究員、⑨技術吏員、⑩嘱託員、⑪PE インストラクター**

※ 1 ③～⑩の職名の方は受入担当教員の承認を得てください。

※ 2 特別研究員及び外国人特別研究員は、「研究活動スタート支援」に応募することはできません。

しかしながら、「特別研究員」及び「外国人特別研究員」であった方が、平成 28 年 4 月 2 日から応募書類の提出期間までの間に、「研究活動スタート支援」の応募資格を有した場合（例えば、助教等に採用され、特別研究員及び外国人特別研究員の資格を喪失した場合）、本研究種目への応募は可能ですが、本研究種目が採択された場合には、交付内定通知受領後直ちに、特別研究員奨励費の研究課題を廃止しなければなりません。